

2025年1月31日

吸收分割に係る事前開示書面

(吸收分割会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)

(吸收分割承継会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項)

大阪市北区堂島二丁目2番2号
株式会社ケア21
代表取締役 依田 雅

大阪市北区堂島二丁目2番2号
株式会社ケア21 ライフプラス
代表取締役 吉田 和正

株式会社ケア21（以下「吸收分割会社」といいます。）及び株式会社ケア21 ライフプラス（2025年1月23日付で「株式会社凛」から商号変更。以下「吸收分割承継会社」といいます。）は、両当事者間で締結した2025年1月31日付け会社分割契約に基づき、2025年5月1日を効力発生日として、吸收分割会社の（介護予防）福祉用具貸与事業及び特定（介護予防）福祉用具販売事業を吸收分割承継会社に承継させる吸收分割（以下「本吸收分割」といいます。）を行うことといたしました。

本吸收分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく事前開示事項は、次のとおりであります。

1. 吸收分割契約の内容

別紙1の会社分割契約書のとおりです。

2. 吸收分割の対価の相当性に関する事項

本吸收分割に際し、吸收分割承継会社は吸收分割会社に対して分割対価として株式、金銭その他の財産の交付を行いません。吸收分割承継会社は、吸收分割会社の完全子会社であるため、当該取扱いは相当と判断しております。

3. 吸收分割承継会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

別紙2のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社
財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

4. 吸収分割会社に関する事項

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等
有価証券報告書等を近畿財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書
類等は、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示
システム（EDINET）によりご覧いただけます。
- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社
財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継会社の債務及び吸収分割会社の 債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割承継会社及び吸収分割会社は、本吸収分割後も資産の額が負債の額を上回
ることが見込まれており、負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態は現在のところ
想定されておりません。したがいまして、本吸収分割において、吸収分割承継会社及
び吸収分割会社が負担すべき債務については、債務履行の見込みに問題ないものと判
断しております。

6. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変 更が生じたときにおける変更後の当該事項 変更がありましたら直ちに開示いたします。

以上

別紙 1

会社分割契約書

会社分割契約書

株式会社ケア 21 を甲、株式会社ケア 21 ライフプラスを乙として、甲乙間に次のとおり会社分割契約を締結する。

(会社分割の方法)

第1条 甲は、会社法第 784 条第 2 項に定める簡易吸収分割の方法により、甲の完全子会社である乙に甲の事業戦略本部福祉住環境事業部の事業(以下「本事業」という。)を承継させる。

(定義)

第2条 本事業とは、以下のものを指す。

- (1) 介護保険法に基づく居宅サービス事業 に係る
 - ① 福祉用具貸与
 - ② 特定福祉用具販売
- (2) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業 に係る
 - ① 介護予防福祉用具貸与
 - ② 特定介護予防福祉用具販売
- (3) 医療用機器及び介護用機器の製造、販売、レンタル及び輸出入
- (4) 家具、衣料品、玩具、日用品雑貨、装飾品及び食料品の販売及び仲介並びに宅配
- (5) 建物の修繕及び建物に関する安全管理
- (6) 住宅リフォームの企画、立案並びに施工
- (7) 住宅リフォームの斡旋
- (8) 古物営業法に基づく古物商
- (9) 各号に附帯する一切の業務

(分割に際して発行する株式)

第3条 乙は、本事業分割に際して甲に対して株式の割当交付は行わない。

(資本金及び準備金)

第4条 本事業分割前後で乙の資本金及び準備金は、変動しないものとする。

(株主総会による承認)

第5条 本事業分割は、甲においては会社法第 784 条第 2 項に定める簡易吸収分割に該当し、乙においては会社法第 796 条第 1 項に定める略式吸収分割に該当するため、いずれも株主総会による承認を経ずに行うものとする。

(会社分割の効力発生日)

第6条 会社分割の効力発生日は、2025年5月1日とする。

(承継する権利義務の内容及び債権者保護)

第7条 乙は甲の本件事業継続に必要な権利義務の一切を承継する。また甲は効力発生日に存在する乙の全ての契約に係る債務について重畠的に保証し引受けるものとする。

(従業員の待遇)

第8条 乙は、本件事業に従事する甲の従業員（パートタイマーを含む）と甲との雇用契約を承継する。

(分割交付金)

第9条 甲及び乙は、本件会社分割に際して分割交付金を支払わないこととする。

(乙の役員任期)

第10条 乙の取締役に就任した者の任期は、会社分割により影響を受けないものとする。

(契約の効力)

第11条 本契約は、第5条の承認、又は関係各省庁の承認が得られないときは効力を失う。

(協議事項)

第12条 本契約に定めるものの外、本件に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上定める。

2025年1月31日

甲 大阪府大阪市北区堂島 2-2-2
株式会社ケア 21 代表取締役 依田雅 印

乙 大阪府大阪市北区堂島 2-2-2
株式会社ケア 21 ライフプラス 代表取締役 吉田和正 印

別紙 2

吸收分割承継会社（株式会社ケア 21 ライフプラス 旧「株式会社凜」）
の最終事業年度に係る計算書類等

決 算 報 告 書

(第 8 期)

自 令和 5 年 12 月 1 日
至 令和 6 年 10 月 31 日

株式会社凜

貸 借 対 照 表

令和 6 年 10 月 31 日

(単位 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【 流 動 資 産 】	【 6,823,407 】	【 流 動 負 債 】	【 17,947,069 】
現 金 ・ 預 金	6,823,385	短 期 借 入 金	13,560,000
未 収 入 金	22	未 払 金	4,317,469
		未 払 費 用	5,500
		未 払 法 人 税 等	64,100
		【 固 定 負 債 】	【 4,030,000 】
		長 期 借 入 金	4,030,000
		負 債 合 計	21,977,069
純 資 産 の 部			
【 株 主 資 本 】	【 15,153,662 】		
資 本 金	2,000,000		
(利 益 剰 余 金)	(17,153,662)		
[そ の 他 利 益 剰 余 金]	[17,153,662]		
繰 越 利 益 剰 余 金	17,153,662		
純 資 産 合 計	15,153,662		
資 産 合 計	6,823,407	負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,823,407

損 益 計 算 書

自 令和 5 年 12 月 1 日

至 令和 6 年 10 月 31 日

(単位 円)

科 目	金 額
【販売費及び一般管理費】	
營 業 損 失	627,790
【 営 業 外 収 益 】	
受 取 利 息	221
受 取 配 当 金	100
雜 収 入	10,610
	10,931
【 営 業 外 費 用 】	
支 払 利 息	129,444
経 常 損 失	746,303
税 引 前 当 期 純 損 失	746,303
法人税、住民税及び事業税	64,121
當 期 純 損 失	810,424

(単位 円)

	株主資本		
	資本金	利益剰余金	株主資本合計
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	
当期首残高	0	0	0
当期変動額			
当期変動額合計	2,000,000	17,153,662	15,153,662
当期末残高	2,000,000	17,153,662	15,153,662